

# 柏市振り込め詐欺等被害防止等条例

柏市総務部防災安全課主査 岩津 圭介

柏市は、振り込め詐欺等の被害を防止するため、市や警察、金融機関等による被害事例の情報共有や、被害者の心のケアを充実させることを定めた「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」を制定した（条例第14号として平成28年3月23日公布、平成28年4月1日施行）。

振り込め詐欺防止の条例は熊本県や岡山県などが制定しているが、都道府県と違い、警察力を持たない市区町村においては初めての条例である。

## 1 はじめに

柏市は千葉県北西部、東京都心から30km圏内に位置し、東西の距離は約18km、南北の距離は約15km、面積は114.74km<sup>2</sup>となっています。

市中心部は、JR常磐線、東武アーバンパークライン（野田線）、国道6号・国道16号が交差する交通の要衝となっており、市北部地域は首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスが平成17年に開通し、大学、研究所、産学連携施設などが置かれ、文教地区としての顔を持つ「柏の葉地域」として発展しています。

昭和29年11月に市制を施行。戦後の高度経済成長に合わせ、東京のベッドタウンとして人口が急増し、平成17年3月、沼南町と合併

して「新柏市」になり、平成20年4月に中核市の指定を受けました。

近年は、Jリーグ「柏レイソル」の本拠地として、また、千葉県北西部東葛飾地域の中核都市として新たな歩みを始めているところです。

面積：114.74km<sup>2</sup>



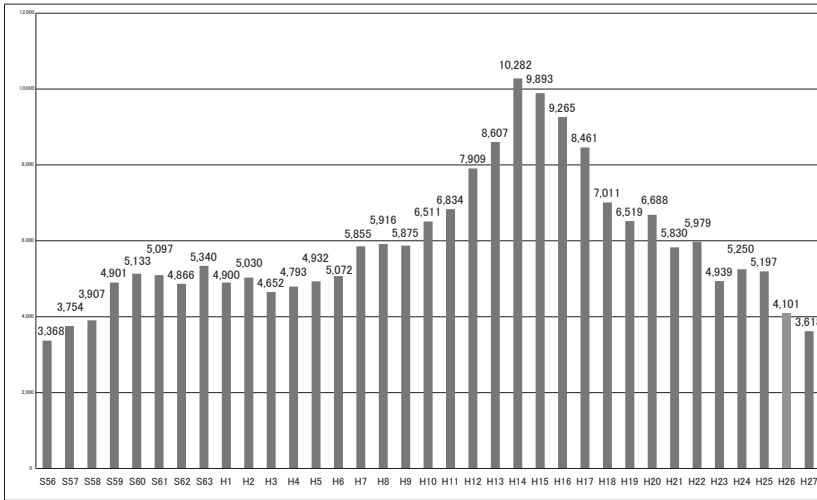
## 2 条例制定に至った背景と経緯

### (1) 刑法犯認知件数の減少

柏市の刑法犯認知件数は、戦後の急速な人口増加に伴って上昇し、昭和50年代後半以降急激に増え、平成14年には1万282件と戦後最悪を記録しました。住宅対象侵入盗、ひったくりなど市民の身近で発生する犯罪が多発

平成28年6月現在、常住人口は41万6383人、世帯数は17万8043世帯となっています。近年は出生率の低下や人口移動の停滞などにより、その増加率は低くなっていますが、平成17年に開通したつくばエクスプレスの沿線整備などにより、緩やかな人口の増加が平成30年頃まで見込まれています。

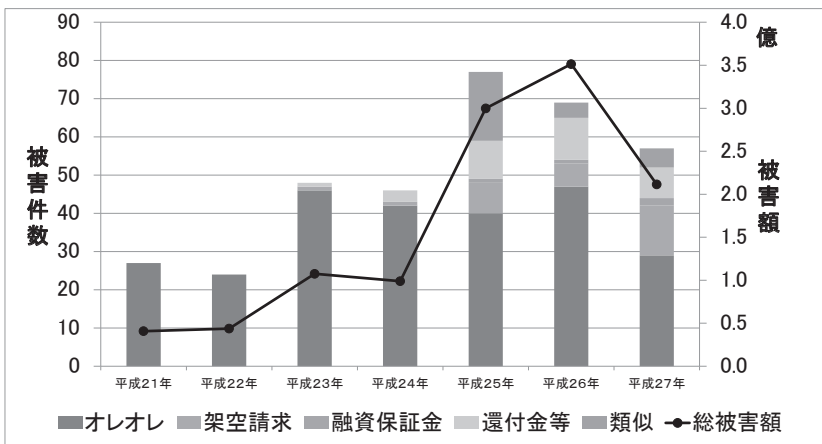
【図1 柏市刑法犯認知件数 昭和56年～平成27年】



し、夜間に安心して歩けないなどの不安感を生じ、さらに市民意識調査の生活環境評価において、防犯体制に多くの不満が寄せられていました。

そのような事態を踏まえ、市では、県内市町村で3番目の生活安全条例となる「柏市安全で安心なまちづくり推進条例」を制定、平成13年4月から施行し、市民や事業者の安全

【図2 振り込め詐欺等被害（柏市）平成21年～平成27年】



意識、防犯意識を高め、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と自覚を持ち、警察を始めとする関係機関、団体が一体となり、市全体で犯罪防止のための施策を展開することになりました。

この条例に基づき、各種の安全安心まちづくり推進事業を実施した結果、平成27年には年間の刑法犯認知件数が3618件と昭和58

【表1 柏市と全国を比較した振り込め詐欺等被害率】

柏市/全国 (人口比)	
年	被害件数 (率)
平成21年	1.18
平成22年	1.10
平成23年	2.10
平成24年	1.67
平成25年	2.01
平成26年	1.60
平成27年	1.27

※全国の被害件数に対して、柏市の被害件数を人口当たりで割り返した数値です。例えば、平成25年は、柏市は全国に比較して、人口比で2.01倍の被害となっています。

年以來、32年ぶりの3000件台となったところ（図1）。

（2）振り込め詐欺等の被害の増加（平成25年中）

平成25年当時、柏市の刑法犯認知件数が減少する中で、振り込め詐欺等の被害は、右肩上がりで増加し、平成25年には、過去最悪の77件の被害件数、約3億円の被害金額となりました（図2）。これを全国平均と比較すると、人口比で約2倍の被害率となっていました（表1）。

（3）清永賢二先生への相談（平成26年1月）

柏市の振り込め詐欺等の被害が多発している事態を受け、平成26年1月に柏市が所属し

ている全国安全都市会議<sup>(2)</sup>の議長で、犯罪行動生態学の権威である清永賢二議長（元警察庁科学警察研究所室長）に相談したところ、「市民への注意喚起、広報・啓発の方法が間違っている。きちんと詐欺被害の調査を実施するべきだ」との御意見を頂きました。これを受け、柏市独自で振り込め詐欺被害の実態を調査することとしました。

（４）柏市老人クラブへのアンケート調査（平成26年7月～平成27年1月）

清永先生から御意見を頂いたのが予算編成後であったため、調査のための予算もなく、また、個人情報保護の関係で、被害者等の紹介等について警察の協力が得られないこと等により、当初は、詐欺被害調査の実施が難航しました。

このような事態を受け、日頃から防犯活動に精力的に尽力されている柏市老人クラブ連合会に相談したところ、社会貢献事業として会員6336人全員へのアンケート調査の実施協力を取り付けることができました。これは普段から、防犯活動を通しての付き合いがあったこと、老人クラブ連合会として社会的責任を果たそうという高い意識があったことで実現したところです。

会員6336人分のアンケートを単位クラブ（計106クラブ）ごとに封筒に入れ、必要が

【説明会の様子（老人クラブ 増尾ダイヤモンドクラブ）】



あれば、各老人クラブに説明会を行い、詐欺被害の実態やアンケートの趣旨等を丁寧に説明したところ、50%強に当たる3241名の回答を頂くことができました。

柏市老人クラブ連合会のアンケートから判明したことは、①34人（1%）が実被害者（被害に遭っていた）、②309人（9.5%）が被害者予備軍（遭いそうになつた）、③年齢が高い方が被害に遭いやすい、④男性より女性の方が被害に遭いやすい、⑤近所付き合いが濃密であっても被害に遭う、⑥詐欺電話は市内全域に発生、⑦実被害者が、市中心部よ

り東京都に近い都市化された松戸市寄りの地域に集中していた、ということでした。

アンケート当初に想定した被害者像は、どちらかというところ「一人暮らしで家に閉じこもりがちの方」でしたが、調査の結果、「子や孫等の家族と一緒に暮らし、町会の活動等、近所付き合いを行う社会性のある方」の方がだまされることが判明しました。

この結果から、普段何気なく普通に暮らしている方が、ある日突然、詐欺の被害者になっている実態が分かり、一定の条件が当てはまれば、誰でも被害者になり得るということが判明しました。

このことから、個人による対応策には限界があると判断し、市民、市、警察、事業者等の社会全体で詐欺に対抗する必要があることを認識し、詐欺被害の撲滅条例制定に向けた取組を開始しました。

（５）熊本県への調査、銀行や被害者への聞き取りから見えてきたこと（平成27年4月～7月）

そこで、先進的に「県民を振り込め詐欺被害から守る条例」を制定していた熊本県の警察本部、熊本県内の金融機関や運送事業者の振り込め詐欺対策を視察しました。熊本県は、県民全体で振り込め詐欺という犯罪に対して立ち向かっており、何よりも県民、県、警察、

事業者が連携することの重要性を知ることができました。

そして、熊本県の取組を参考に、都道府県と違い、警察力を持たない市区町村の役割や住民とより距離が近い市区町村の強み等を踏まえ、柏市としての独自の振り込め詐欺等の対策を条例化する必要性を強く認識したところでもありました。

【熊本県警察本部視察】



また、市内の銀行等へのヒアリングから法的根拠がないため対応に苦慮していることや、被害者へのヒアリングから精神的な落ち込みが激しく、継続的な関わりが必要なこと

などを把握しました。

(6) 振り込め詐欺等の被害の防止に関するプロジェクト会議を開催（平成27年8月～平成28年1月）

平成27年8月から翌年1月までに、清永氏や小山高正氏（日本女子大学教授）を中心として、学識経験者、銀行・コンビニエンスストア等の事業者、防犯・消費者・福祉等の団体、柏警察署、庁内関係各課で構成されたプロジェクト会議を3回実施し、条例案の考え方や振り込め詐欺等の対策方法などについて検討を行いました。その間、条例案のパブリックコメントも実施して、様々な立場の方の御意見を参考に条例案を固めました。

【プロジェクト会議】



(7) 柏市議会での全会一致での可決（平成28年2月～3月）

平成28年2月26日に条例案を市議会に上程し、3月22日に全会一致で可決、同月23日に公布、4月1日に施行されました。

### 3 条例内容・設計の解説

本条例は全部で11条から構成されています。

第1条は「目的」。市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、有用な情報の提供、その他必要な事項を定めることにより、振り込め詐欺等の被害を防止し、及び被害者を支援し、もって安心かつ安全な市民生活の確保に寄与することを規定しています。

第2条は「定義」。振り込め詐欺等、市民等、事業者の意義を規定しています。

第3条は「運用上の注意」。市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意することを規定しています。

第4条は「本市の責務」。市の主な責務は3点です。①被害防止施策を総合的に策定し実施すること、②市民等、事業者及び団体への振り込め詐欺等の発生情報、被害防止情報の提供をすること、③効果的な広報及び啓発を行い、団体等への被害防止の自主的な活動を支援することを規定しています。

第5条は「市民等の責務」。市民等の主な責務は2点です。①自立した消費者として、被害防止に自ら努めること、②市が実施する

被害防止に関する施策協力、事業者が注意喚起を行った場合、適切な行動をすることを規定しています。

第6条は「事業者の責務」。事業者の主な責務は2点です。①市及び市民等が実施する被害防止に協力すること、②商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込み詐欺等の手段に利用されないための措置を講じ、注意喚起及び広報を行うことを規定しています。

第7条は「通報等」。市民等は、①言動から振り込み詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき、又は②自己又は自己と同一の世帯に属する者が振り込み詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたときは、警察官又は事業者への通報、その他適切な措置を講じるよう努めるものと規定しました。

また、事業者は、通報を受けたとき又は、商品等の流通若しくは役務の提供に際し、振り込み詐欺等に関わる行為を行っていると思われる者を発見した場合警察官への通報、その他適切な措置を講じることを規定しています。

第8条は、「被害者への支援」。適切な保健医療サービス、福祉サービス及び司法手続等においてその権利を円滑に行使できるように必要な措置を講じることを規定しています。

第9条は、「県への協力」。千葉県が実施する被害防止に関する施策に必要な協力を行うことを規定しています。

第10条は、「警察との連携」。市が把握した情報の提供のほか、必要な連携を行うことを規定しています。

第11条は「委任」。この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

平成28年6月現在、この条例の施行要領として「柏市振り込み詐欺等被害防止等条例施行要領」を制定し、4月1日に施行しました。

また、振り込み詐欺対策電話機購入の補助の要件「柏市振り込み詐欺等対策電話機等購入等補助金交付要綱」を5月1日、「柏市振り込み詐欺等被害防止等条例に関する情報発信要領」を6月17日にそれぞれ施行しました。

附則では本条例の施行日を平成28年4月1日とし、5年後に必要があると市長が認めるときは、見直しを行うことを規定しています。

#### 4 条例を基にしたこれまでの取組

詐欺被害が増加した平成25年より(1)～(5)の各種の振り込み詐欺等の対策を本格的に実施し、詐欺被害の抑止を行っています。

平成28年度の条例制定後からは(6)～

(10)を実施又は実施予定となっています。老人クラブの調査から見えてきたことや振り込み詐欺等被害防止等条例の趣旨に鑑み、より積極的かつ効果的な対応策を実施します。

(1) 啓発ポスターの作成

小・中学生を対象に夏休み期間中に、「振り込み詐欺」をテーマとしたポスターを募集しています。町会掲示板・金融機関用に2000枚作成し配布します。

【平成26年度 柏警察署長賞防犯ポスター】



(2) 消費生活センター、消費者団体との連携

柏市と消費者団体が「かしこい消費者の育成講座」として、年間を通し10回の連続講座を開催し、防災安全課も「振り込み詐欺等の

【子供の声で振り込め詐欺を撲滅!!】



「対策」として講義等を行っています。  
 この講座は、消費者としての自覚を高め、悪徳商法の被害を減らすことで、安全で安心した生活を送ることを目的としています。  
 (3) サポカーによるパトロール（子供の声や有名声優での注意呼びかけ）  
 パトカーと同様の塗装を施した市民安全パトロール支援車（通称・サポカー）4台で市内の地域巡回パトロールを実施しており、柏市立第七小学校の生徒及び柏市内の高校を卒業した縁から、声優の三石琴乃さんによる振り込め詐欺注意の音声広報や詐欺発生地域の速やかなパトロール等を実施しています。

(4) 町会等の防犯講話の充実

町会や自治会を中心に市民の皆さんに、振り込め詐欺等の対策等を中心に、柏市の防犯施策を理解してもらうために各地域に向向って防犯講習を実施しています。実績は表2のとおりです。

【表2 防犯講話の実績】

年 度	回数	参加人数
平成21年度	6回	206人
平成22年度	5回	335人
平成23年度	15回	789人
平成24年度	16回	909人
平成25年度	19回	879人
平成26年度	40回	2,109人
平成27年度	50回	2,717人

(5) 犯罪発生マップへの振り込め詐欺等発生地域の記入

市内で発生した犯罪（振り込め詐欺等を含む6罪種）の発生状況をコミュニティエリア別、大字別に表示した犯罪発生マップを作成し、紙面等により、市民への情報提供を実施しています。

(6) 総合窓口の設置

条例第8条に基づき、被害者支援のための総合窓口を防災安全課内に設置し、随時、被害者の相談等に応じています。

【犯罪発生マップ】



(7) 振り込め詐欺等対策本部の設置

詐欺情報共有のための対策本部（柏警察署、金融機関、コンビニエンスストア各系列、トラック協会柏支部、市職員等）を設けるとともに、情報発信基準を策定し、詐欺対策のための情報等を随時発信しています（図3）。

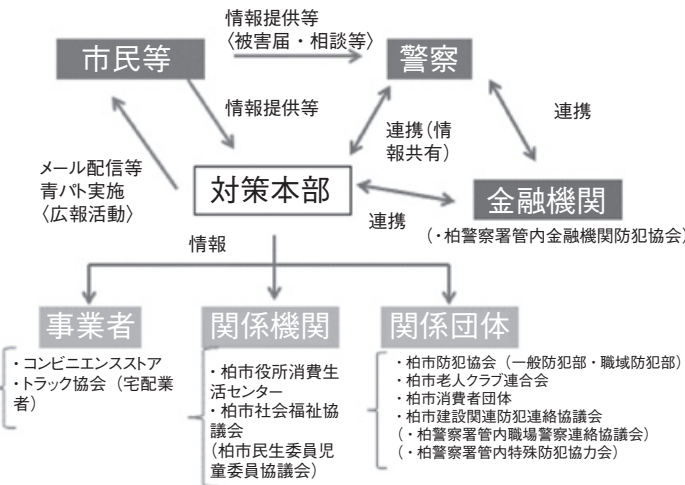
(8) 振り込め詐欺等検討会議の開催

学識経験者等を集めた審議会方式で振り込め詐欺等の対策施策の実績報告及び対策方法を検討する会議を今後開催する予定です。

(9) 詐欺等対策付き電話機購入補助金

柏市振り込め詐欺等対策電話機購入等補助

【図3 振り込め詐欺等対策本部 伝達系統図】



助金を創設して、詐欺対策電話機の購入者に対して、一部補助を行うことで、購入者の経済的負担を減少させるとともに、詐欺対策電話の普及を目指します。

(10) その他

ア 詐欺被害防止に効果的なグッズの購入・配布

イ 事例研究等の推進

## 5 課題等と今後の展望

目標は、この卑劣な犯罪である振り込め詐欺等の被害を1件でも減少させることです。柏市の振り込め詐欺等の被害は、本年5月末で被害件数11件、被害額約15001万円となっており、千葉県内の多くの自治体で昨年よりも被害が増加する中、被害件数、被害額とも前年より減少(前年比13件、5857万円減)しました。柏市の被害が減少傾向になっていることは、これまでの取組や条例制定の効果が一程度あったことを示すものと考えています。

課題は、まちぐるみで詐欺対策を実施するために、いかに市民や事業者と詐欺被害の情報共有し、対応策を社会全体で構築できるようにするかということです。

振り込め詐欺等の手口は巧妙に進化していますので、対策を実施しても、次々に新たな手口が発生します。今後もマイナンバー制度等を使った詐欺など新たな手口が発生する可能性があります。

その被害を防ぐためには、個人で気を付けるだけではなく、家族・近所の人々にも、この詐欺に対して注意を払っていただきたいと思っています。そして、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」の制定を契機にして、市民・行

政・警察・事業者が一体となり、地域全体でこの卑劣な犯罪に対抗できればと思っています。

注

(1) 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

(2) 全国の防犯事業に熱心な6都県8市区(愛知県春日井市が事務局)で構成。市区町村が、犯罪や自然災害等から守られた「まち」を創出するため「市民が主役の安全・安心まちづくり」の推進が緊要であり、安全問題に関し積極的に取り組む都市ネットワークを構築するとともに、各都市の市民・関係機関などが相互に連携し、安全なわがまちの実現を図ることを目的として設立されている。

